



## 児童扶養手当を受けられる人

手当は、次のような児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、障がい児については20歳未満）を養育している母、または母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

① 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童〔離婚〕

- ② 父が死亡した児童〔死亡〕
- ③ 父が施行令に定める程度の障がいの状態（年金の障がい等級1級程度）にある児童で公的年金の加算対象となっていない児童〔父障がい〕
- ④ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童〔拘禁〕
- ⑤ 母が婚姻によらないで懐胎した児童〔未婚の女子〕など

## 手当の月額

区分	児童1人	児童2人
全部支給	41,720円	46,720円
一部支給	9,850円～ 41,710円	14,850円～ 46,710円

- ※ 所得額に応じて全部支給と一部支給があります。
- ※ 定められた額以上の所得があるときは支給されません。
- ※ 児童が3人以上のときは、1人増えるごとに、3,000円が加算されます。

### 児童扶養手当とは

父母の離婚・父の死亡などによって、父と生計を同じくしていない児童に対して、手当を支給する制度です。

その目的は、母子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進することにあります。

問合先 住民課 住民年金係  
 (☎65・3301)

